

こんなときは、負担割合が変わる場合があります



▶ 住民税の所得更正があった場合

所得更正によって、負担割合が変更された場合には、直近の8月[※]までさかのぼって変更します。

※税の遡及^{さきかえ}に応じて、さらにさかのぼることもあります。

▶ 世帯の方に転出入等があった場合

世帯の方の転出入や死亡により、負担割合が変更になった場合には、その該当日の翌月初日（該当日が1日の場合は、その月）から変更します。

▶ 65歳になった場合

65歳になった方が、判定により2割または3割負担になる場合、誕生月の翌月初日（誕生日が1日の場合は、その月）から変更します。

他の市区町村から転入したときは

転出元の市区町村に届け出ると「受給資格証明書」が発行されます。利用者の要介護度や負担割合が記載されているので、転入先の市区町村に提出しましょう。

要介護認定等を受けている皆さまへ

介護保険負担割合証

のしおり



介護保険サービス等を利用するときには「介護保険負担割合証」が必要です！

介護保険負担割合証には、介護保険サービス、介護予防・生活支援サービス事業を利用するときの負担割合が記載されています。介護保険サービス等を利用するときは忘れないようにしましょう。

薩摩川内市 高齢・介護福祉課
☎ 0996-23-5111

介護保険負担割合証を確認しましょう

介護保険負担割合証を受け取ったら、内容を確認しましょう。内容に誤りがあったら、市区町村に届け出ましょう。

介護保険負担割合証	
交付年月日 年 月 日	
被保険者	番号
	住所
	フリガナ
	氏名
	生年月日 明治・大正・昭和 年 月 日 性別 男・女
利用者負担割合	適用期間
割	開始年月日 年 月 日 終了年月日 年 月 日
割	開始年月日 年 月 日 終了年月日 年 月 日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	〇〇市町村

住所・氏名・生年月日などに誤りがないかを確認しましょう。

介護保険サービス、介護予防・生活支援サービス事業を利用したときの負担割合（1～3割）が記載されます。

適用期間が記載されます。

※市区町村により書式や色が異なることがあります。

！ 介護保険証（介護保険被保険者証）と間違えないようにしましょう

● 介護保険証は、要介護認定を申請するときやサービスを利用するときに必要になります。

要介護認定等を受けた方に負担割合証が交付されます

介護保険サービスまたは、介護予防・生活支援サービス事業を利用したときは、原則として実際にかかる費用の1～3割を支払います。負担割合は所得に応じて決まります。

介護保険サービス等の負担割合

自己負担の割合は、介護保険負担割合証に記載されています。負担割合は、個人の所得で決まるので、同じ世帯でも、負担割合が異なることがあります。

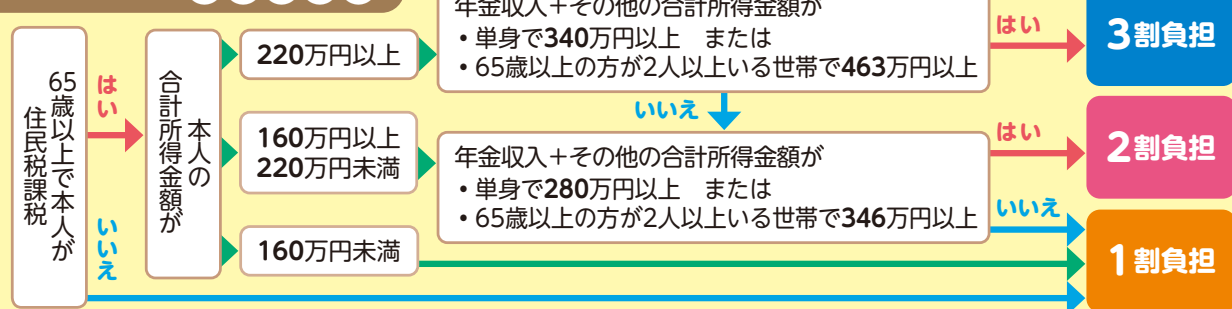
交付対象となる期間

負担割合証の有効期間は、8月1日から翌年の7月31日までで、毎年更新されます。前年の所得によって負担割合が決定します。

負担割合は所得に応じて、**1割負担**、**2割負担**、**3割負担**に分かれます。



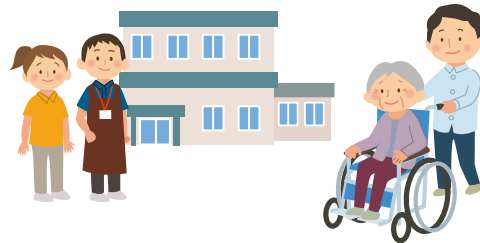
自己負担割合 チェック表



※ 40～64歳の方は、所得にかかわらず1割負担です。

介護保険サービス等を利用する ときに必ず持参しましょう

介護保険負担割合証は、介護保険サービスまたは、介護予防・生活支援サービス事業を受けるときの**自己負担割合を示す証明書**になります。**介護保険証**(介護保険被保険者証)と一緒に、負担割合にかかわらず**介護保険負担割合証**を必ず提示してください。



介護保険負担割合証を忘れると

介護保険負担割合証を提示しなかった場合、本来の自己負担割合で介護保険サービス等を受けられないことがあります。

介護保険サービス等を受けるときは、忘れずに介護保険証と介護保険負担割合証を提示しましょう。